

令和2年度使用県立高等学校等教科用図書採択について

令和2年度使用県立高等学校等教科用図書採択について、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和31年教育委員会規則第12号）第2条第1項第6号の規定により、令和元年8月29日付けで別冊1のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月5日提出

宮城県教育委員会教育長 伊東 昭代